

# いじめ防止対策基本方針

堺市立福泉南中学校

〈はじめに〉

## いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」であるとの考え方を基本に、「いじめは未然防止・早期発見・早期対応が重要」との姿勢のもと、市(教育委員会含む)、学校、家庭や地域、関係機関等との連携を図り、取り組むものとする。

## (1). いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係(※)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響(※)を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめの定義・文部科学省)

※ 一定の人的関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒と何らかの人的関係を示す。

※ 物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

## (2). いじめの認知について

- ① 特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(本校の場合は「**いじめ防止等対策委員会**」)を活用して行う。
- ② いじめの被害を受けた生徒の立場に立っていじめにあたりと判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、その全てがいじめとしての厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。
- ③ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ④ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って判断する。この際、いじめには多様な様態があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

## 【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷等や嫌なことをされる など

## 1 いじめ防止等の対策のための組織

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・教務主任・学年主任・各学年生徒指導担当・養護教諭を基本の構成員とした「いじめ防止等対策委員会」を設置する。なお、学級担任や部活動顧問など状況に応じて柔軟に編成する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取り組みの工夫改善に努める。

## 2 いじめの未然防止に向けて

### すべての教育活動をととして豊かな人間性を育む

- 道徳教育をととして命の大切さについて考えさせ、他人を思いやる心や規範意識などを育む。
- 人権教育をととして、人権を理解し、人権を尊重した態度や行動をとれるようにする。
- いじめについて書かれた作文を教材として取り扱うなどして、児童生徒にいじめについて考えさせ、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを理解させる。

### 学級活動をはじめ、特別活動をととして望ましい人間関係を築く

- 話し合い活動等の学級活動をととして、互いに尊重し、良さを認め合い、協力し合う仲間作りを行う。
- 標語やポスター作り等、生徒会が中心となって行ういじめをなくす活動をととして、いじめを許さない集団作りをすすめる。

### 児童生徒の自尊感情を高める

- 自尊感情を高め、自他を大切にす心情を育むため、すべての教育活動において生徒の居場所と出番づくりに努める。

### 教員一人ひとりが豊かな人権感覚やいじめを見抜く力を身につける

- 研修等をととして確かな人権感覚を養い、日頃から児童生徒理解に努め、生徒が発するサインを見逃さず、生徒の変化をとらえていじめを見抜く力の向上に努める。

### 【特に配慮が必要な生徒について】

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ・自然災害により被災した生徒又は原子力発電所事故等により非難している生徒(被災生徒)

### 【ネット上のトラブルについて】

インターネット上での不適切な書き込み等の未然防止として、堺市ネットいじめ防止プログラムなどの情報モラル教育を活用し、情報モラルの向上を図っていく。また、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行う。さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるとともに、必要に応じて法務局、警察等に連絡し協力を求める。

### 3. いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- (1) いじめではないかと、まずは疑う意識を持って行動する。(堺市いじめ対応チェックリスト等の活用)
- (2) 生徒の声に耳を傾ける。(いじめアンケート、個別面談、教育相談等)
- (3) 生徒の行動を注視する(生徒指導上の事象等)
- (4) 保護者と情報共有する(電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (5) 地域や小学校との連携を図る。(地域行事への参加・協力、小中連携、関係機関との情報共有等)

### 4. いじめの早期解決・再発防止に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

#### 【いじめの対処について】

- (1) いじめを発見・相談を受けた教職員は、直ちに「いじめ防止等対策委員会」に報告し、情報の共有を図る。
- (2) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (3) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (4) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任する。
- (5) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (6) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

#### 【いじめ解消について】

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「解消している」状態とは次の2つの要件が必要である。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること  
いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月間継続していること。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
被害生徒及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

#### 【いじめに対する再発防止の取組について】

- (1) いじめが解消した後も、保護者と定期的な連絡を行う。
- (2) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家の支援を要請する。
- (5) いじめ事象についての対応をテーマとした校内研修を実施し、再発防止に取り組む。
- (6) いじめ未然防止に向けた取組について課題を洗い出し、改善点を明確にする。

## 5 重大事態について

### (1). 重大事態の定義

いじめの「重大事態」は法において、以下のように定められている。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 【重大事態の例】

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・心身に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を負った場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ・「相当の期間」は年間30日を目安とする

### 【重大事態の対処について】

重大事態の認知後早急に教育委員会に報告を行い、学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する。

→学校が調査の主体となった場合

- ①「いじめ防止等対策委員会」が調査機関として事実確認等徹底した調査を実施する。
- ②いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ③調査結果を教育委員会に報告する。

## 6. いじめ防止対策における留意事項

- (1)からかいや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場で行為を止める。
- (2)いじめを知らせてきた生徒の安全は十分に確保する
- (3)いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- (4)いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。【傍観者への対応】
- (5)いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (6)学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の特性を踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえ、改善に取り組む。
- (7)教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが生じた際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

## 7. いじめ防止に関する年間指導計画について

月	学校行事	いじめ防止に関する取組	いじめ防止対策委員会
4	入学式 身体計測	保護者との連携	いじめ防止対策委員会 情報収集・共有
5	宿泊訓練(2年) 校外学習(1年)		いじめ防止対策委員会 情報収集・共有
6	修学旅行(3年) 教育相談 期末テスト	こころのアンケート 情報収集・共有	いじめ防止対策委員会 情報収集・共有
7	保護者懇談会 非行防止教室 スマホ安全教室 終業式	保護者との連携 情報収集・共有 青少年犯罪防止教室 (犯罪被害防止教室)	いじめ防止対策委員会 情報収集・共有
8	始業式 校内研修		いじめ防止対策委員会 情報収集・共有
9	チャレンジテスト 学力診断テスト 中間テスト		いじめ防止対策委員会 情報収集・共有
10	体育大会 身体測定 文化活動発表会		いじめ防止対策委員会 情報収集・共有
11	教育相談 学力診断テスト 不審者対応訓練 期末テスト	こころのアンケート 情報収集・共有	いじめ防止対策委員会 情報収集・共有
12	小学生部活動体験 保護者懇談会 終業式	保護者との連携 情報収集・共有	いじめ防止対策委員会 情報収集・共有
1	始業式 学力診断テスト 3年学年末テスト		いじめ防止対策委員会 情報収集・共有
2	教育相談 1、2年学年末テスト	こころのアンケート 情報収集・共有	いじめ防止対策委員会 情報収集・共有
3	卒業式 新入生予備招集 修了式	本年度の反省と次年度の計画	いじめ防止対策委員会 情報収集・共有 年度末の反省